

「2024輝く県民活躍大賞」 募集要領

1 目的

本県の社会貢献活動や地域活性化に寄与する取組を顕彰し、県民に広く紹介することにより、県民の関心を高め、積極的な参画を促すとともに、県民が様々な分野で活躍できる風土づくりを推進することを目的とする。

2 顕彰の対象

【各部門の共通事項】

- 山形県内に拠点を有する団体（NPO、企業、ボランティア団体等）又は山形県内に居住する個人が取り組んでいる社会貢献活動や地域活性化に資する活動等で、山形県内において大きな成果を収めている活動
- 令和6年7月31日時点で現に行われている活動（団体の場合は3年以上、個人の場合は5年以上行われている活動）であり、今後も継続が見込まれる活動

【ジュニア・ユース部門】

- 児童、生徒が活動を通して社会貢献への意識を高められるもの
- 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、特別支援学校等に在籍する児童、生徒が団体又は個人で主体的に行う活動（学校の授業での活動を除く課外活動、クラブ活動、部活動など）
※「主体的に行う活動」は、大人が関与して行う活動であっても、意思決定に児童、生徒が参画するなど、児童、生徒の主体性が十分発揮されている活動をいいます。
- 団体が行う活動の場合は、構成員の過半数が児童、生徒又は学生並びにその保護者であるものとする

【若者部門】

- 本県や県内各地域を元気にする活動に自主的かつ積極的に取り組んでいる若者団体又は個人の活動（教育機関において指導者（教員）の指導の下で行われている授業、ゼミ、研究活動、部活動での活動を除く）
- 構成員の過半数が18歳以上40歳未満の団体又は18歳以上40歳未満の個人が行う活動

【一般社会貢献部門】

- 団体又は個人が取り組んでいる社会貢献活動や地域活性化に資する活動

活動分野の例

- | | | |
|-------------------|------------------|-----------|
| ○保健・医療・福祉の増進 | ○社会教育の推進 | ○まちづくりの推進 |
| ○観光の振興 | ○農山漁村または中山間地域の振興 | |
| ○学術、文化・芸術、スポーツの振興 | ○環境の保全 | ○災害救援 |
| ○国際協力 | ○子どもの健全育成 | ○経済活動の活性化 |

3 対象外となる団体又は個人

- 宗教活動や政治活動を主目的とする団体
- 役員等（個人である場合にはその者を、団体である場合には役員又は支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が実質的に関与している団体
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等している団体
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している団体
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体
- 指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

4 対象外となる活動

- 営利を目的として企業等が行う活動
- 国、県又は市町村からの委託事業により実施している活動
- 地域おこし協力隊の任期満了日から2年未満の活動（地域おこし協力隊の任期満了から2年以上継続しており、その活動期間が概ね5年以上の活動は対象となる。）
- 過去に国又は県から表彰を受けた活動と同一と認められる活動

5 応募（推薦）方法

個人は県総合支庁又は市町村からの他薦のみ、団体は他薦・自薦どちらでも構いません。

輝く県民活躍大賞推薦調書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、応募先まで提出してください。

《応募書類》

- ①輝く県民活躍大賞推薦調書
様式1-1（団体用）、1-2（企業用）、様式1-3（個人用）、様式2
- ②参考資料（A4判片面4枚まで）
 - ・活動の様子等を撮影した写真（説明を付記したもの）
 - ・活動を紹介した新聞記事、会報等の写し
 - ・その他、参考となる資料
- ③申請者が団体の場合は定款、規約又はそれに準ずるもの

《締切日》

令和6年7月31日（水）必着

《留意事項》

- 他薦の場合は、被推薦者からあらかじめ了承を得てください。
- 応募書類に不明な点がある場合は、照会をさせていただく場合があります。
- 様式は、山形県のホームページからダウンロードできます。

6 顕彰件数

部門ごとに3件以内

7 審査方法

(1) 審査方法

県が設置する審査委員会における審査を経て、県が決定します。

(2) 審査基準

①ジュニア・ユース部門

- ・ **地域課題の発見と解決への取組**
(身近な地域の課題に目を向けて、解決しようとして取り組んでいるか。)
- ・ **独創性**
(新たな視点、独自のアイデア等があるか。)
- ・ **地域活性化への寄与**
(地域の元気の創出に貢献しているか。)
- ・ **活動の広がり**
(他の学校や団体等が活動を始めるきっかけとなるような取組か。)
- ・ **継続性**
(継続した活動か。これからも取り組まれるか。)
- ・ **主体性**
(意思決定に児童、生徒が参画するなど、児童、生徒の主体性が十分発揮されている活動か。)
- ・ **取組の姿勢**
(周囲の理解や協力を得ながら取り組んでいるか。)

②若者部門

- ・ **地域活性化への寄与**
(地域の活力向上に資する取組か。)
- ・ **主体性・自主性**
(主体的、自主的な活動か。)
- ・ **独創性・チャレンジ性**
(新たな視点、独自のアイデア等があるか。チャレンジ性があるか。)

- ・活動の広がり

(他の団体・個人を巻き込んだ活動となっているか。他の団体・個人が活動を開始、拡大(充実)するきっかけとなり得るか。)

- ・継続性

(継続した活動か。これからも取り組まれるか。)

- ・人材育成

(人材や担い手の発掘・育成に資する活動を行っているか。次世代に影響を及ぼす活動か。)

- ・協働性

(住民・他団体・行政等との連携や協働があるか。)

③一般社会貢献部門

- ・社会貢献・地域課題解決への寄与

(社会貢献・地域課題の解決に寄与し、活動の目的が達成されているか。)

- ・活動の範囲・幅

(活動範囲や受益者は、ある程度広いか。)

- ・県民への波及

(社会貢献活動への県民の関心を高め、積極的な参画を促すか。企業活動として行われる場合、事業の相乗効果により社会貢献につながるモデルケースとなるか。)

- ・先駆性・独創性

(新たな視点、独自のアイデア等があるか。)

- ・継続性

(継続した活動か。これからも取り組まれるか。)

- ・人材育成

(人材や担い手の発掘・育成につながる取組や多世代交流、組織内研修・自己研修を行っているか。)

- ・協働性

(住民・他団体・行政等との連携や協働があるか。)

8 授賞時期

令和6年11月(予定)

※ 受賞者には、副賞として県産品を贈呈します。

【問合せ・応募先】

○ジュニア・ユース部門、一般社会貢献部門

山形県防災くらし安心部 消費生活・地域安全課 県民活動・防災ボランティア支援室

[住所] 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

[電話] 023-630-3157 [FAX] 023-625-8186

[メール] yshohianzen@pref.yamagata.jp

○若者部門

山形県しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課

[住所] 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

[電話] 023-630-2727 [FAX] 023-632-8238

[メール] ywakamono@pref.yamagata.jp